

共同設備管理規程

平成23年7月28日制定

(目 的)

第1条 この規程は、東北気仙沼地区造船及び造船関連事業協議会規約第6条第1項に掲げる事業に使用する設備(以下「共同設備」という。)の利用手続き及び管理方法その他の事項について定め、もって事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(共同設備管理)

第2条 会員は、共同設備の利用にあたっては、善良な管理者の注意をもって当該共同設備を維持管理しなければならない。

- 2 会員は、その責に任ずべき事由によって、当該共同設備を毀損した場合は、その賠償の責に任ずるものとする。

(設備管理担当者)

第3条 東北気仙沼地区造船及び造船関連事業協議会規約第13条に規定する会長は、設備管理担当者を指名して管理を行う責任を有する。なお、特定の設備の管理のための分科会を設置した場合は、当該分科会の所掌に属する設備の管理については分科会長が会長の責を代行するものとする。

- 2 設備管理担当者は、共同設備を購入した際は、別紙1「設備管理台帳」に設備管理番号、購入年月、設備名称、購入簿価、税の有無及び償却期間を記載しなければならない。
- 3 会員は、共同設備の滅失及び毀損があった場合は、会長若しくは分科会長に報告しなければならない。
- 4 設備管理担当者は、事業年度中に1回以上現物照合をしなければならない。

(共同設備の貸出し)

第4条 協議会は、毎事業年度の開始日の前までに翌事業年度の別紙2「共同設備利用計画」を策定しなければならない。

- 2 共同設備利用申請者は、別紙2「共同設備利用計画」に基づき、本規程に定める別紙3「東北気仙沼地区造船及び造船関連事業協議会共同設備利用申込書」に必要事項をするとともに、購入した設備に当該事業で購入したことを示すシールを貼付しなければならない。
- 3 設備管理担当者は、前項の申込を受けた場合には、別紙2「共同設備利用計画」に記載された内容と齟齬がないことが確認された場合には、協議会若しくは分科会が設置されている場合は分科会に通知の上、申請者に対し使用許諾を通知するものとする。
- 4 協議会が、共同設備利用申請者から、別紙2「共同利用設備利用計画」の変更を伴う申込みを受けた際には、分科会にその諾否を諮り、その結果を文書により設備管理担当者に通知しなければならない。
- 5 設備管理担当者は、共同設備利用申請者に前項の結果を通知するとともに、別紙2「共同設備利用計画」に別紙3を受けた日及び使用許諾を通知した日を記載するとともにサイン(捺印

可)をしなければならない。

6 共同設備利用申請者は、定められた貸出期間が満了した場合、別紙2「共同設備利用計画」に基づき次の利用者に共同設備を引き渡さなければならない。

(会員外利用の制限)

第5条 前条に規定する共同設備を利用できる者は会員でなければならない。

(目的以外の利用禁止)

第6条 会員は、その利用する共同設備を、本協議会の定めた目的以外に利用してはならない。

2 会員が前項の規定に違反して、当該共同設備をその目的以外に利用したとき、協議会は直ちに利用契約を解除することができる。

3 目的以外に共同設備を利用した者は、前項による利用契約の解除いかんにかかわらず、直ちにその共同設備を原状に復さなければならない。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、分科会で決定する。

附 則

この規程は、平成23年7月28日から施行する。